**自己負担上限管理票をお使いになる方へ**

あなたが医療機関等（薬局・訪問看護ステーションを含みます）で支払う自己負担額は、原則として医療費の１割ですが、所得等により自己負担上限額が受給者証のとおり定められました。

月あたりに窓口であなたが支払う額が自己負担額上限額を超えた場合は、同じ月内の支払に限り、それ以降のお支払いの必要はありません。

この管理票を受け取った方は、医療受給者証を見ながら、受給者氏名・受給者番号をご記入ください。

**医療機関等の方へ**

受給者番号・有効期間・自己負担上限額・医療機関等名は、必ず医療受給者証をご確認ください。

医療受給者証に貴医療機関がない場合は、この公費負担制度は利用できません。なお、公費負担の対象は「精神通院」に関するもののみです。